

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成28年度第2回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成28年8月17日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎前プレハブ会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
今村一真，大谷由美子，高島和子，水庭清隆，吉田勉（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
荒井宰，川上悟，櫻井和則，深谷晃一，千田寛，吉川彩美
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - ・平成28年度事務事業の評価（継続評価）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - ⑩ 審議のスケジュール（8月17日開催）
 - ⑪ 審議のスケジュール（8月18日開催）
 - ⑫ 審議のスケジュール（9月2日開催）

〔当日追加資料〕参考 債権の性格による債権管理規定の適用（委員長提供）

9 発言の内容

○執行機関 それでは定刻より若干早いのですが，皆様おそろいですので始めさせていただきます。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。平成28年度第2回水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。前回資料①から⑨までをお配りしておりますが，本日は資料⑩，⑪，⑫と前回からの続きの番号となっております。本日は，5年目評価の4事業と4年目評価の1事業，3年目評価の1事業の各事業の担当課が出席しておりますので，審議についてお願いいたします。それでは議事進行につきましては，___委員長をお願いします。

○___委員長 それでは，第2回目ということで議事進行をさせていただきます。本日の会議は，昨年度に実施した行政評価の総合評価が改善継続とされた5年目評価の4事業，

4年目評価の1事業、3年目評価の1事業について審議してまいります。資料⑩を御覧いただきたいのですが、今日の日程は資料⑩になっております。五つの事業について担当課から説明があります。説明と質疑の時間を入れて20分程度を考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。進め方としましては、初めに昨年度の総合評価に基づいて設定した改善目標と、改善目標に対する実施状況についてまとめた1次評価について、各担当課の方々から説明がありますので、それを踏まえて各委員から意見を頂き、評価案をまとめていきたいと思っております。疑問などがありましたら随時担当課の方に御質問していただければと思います。また、終了した担当課の皆様は退席することとなりますので御了承願います。そのような形で進めてよろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。会議録は公表されておりますので、会議録署名人を指名させていただきます。今日は____委員と____委員をお願いしたいと思います。それでは、進め方については先ほどの内容で進めさせていただきます。それでは資料⑩に基づきまして進めていただきたいと思います。第1回委員会で配布されました資料⑤の1次評価の概要と資料⑥の行政評価調書がお手元にあると思いますので、それに基づいて説明をお聞き願えればと思います。それでは、最初に公設地方卸売市場の管理運営事務について、御説明をお願いしたいと思います。

○公設地方卸売市場 公設地方卸売市場の____と申します。よろしくお願いいたします。市場管理運営の事務事業につきましては、昨年度の総合評価におきまして、指定管理者制度導入の効果検証を行うとともに、市場内事業者と導入の可能性、方向性の決定に向けて、引き続き勉強会において協議が必要であるとの評価を受けまして、改善継続となりました。そのため、改善目標としましては、制度導入の効果検証として、市場内事業者で組織する市場協力会と、昨年度は2回、協力会独自で1回、勉強会を行ったところでございます。今後導入効果等の整理を行い、導入の可否について方向性を出していくことといたします。以上で説明を終わります。

○____委員長 何か付け加えることはございませんか。

○公設地方卸売市場 はい。

○____委員長 それでは、各委員の皆様方から御質問等いただければと思います。ちなみに今御説明いただいたのは、5年目評価ですね、資料を御覧いただきながら質問していただければと思います。

○____委員 市場協力会という団体というか、構成組織の概要、簡単な構成を教えてくださいよろしいですか。例えば卸売企業が何社とか、あるいは海産物を扱っているのが何社とか、もう少し具体的に教えてください。

○公設地方卸売市場 はい、市場協力会の構成メンバーと申しますか、組織について御説明させていただきます。卸業者、水戸市場につきましては青果物卸業者が2社、水産物卸業者が2社、花き卸業者が1社、仲卸業者が20社あるのですが、組合組織を作っておりまして、代表の方が1名。青果は組合が二つありますのでお二人、水産は組合が一つなのでお一人、あと関連店舗がございまして、代表の方が一人、常陽銀行さんが関連店舗ということで入っております。おおむね以上のような方がメンバーでございます。

○____委員 確認なのですが、青果卸が2、水産卸が1、花きが1、仲卸から1、関連店舗から1、常陽銀行から1、7名と協議したということですか。

○公設地方卸売市場 水産は2社です。

○___委員 例えば青果であれば組合が二つあるから2ということですが、組織の中身、組合は何社で組合を作るのでしょうか。要するに、幾つくらいの会社がこの卸に関連しているのですか。

○公設地方卸売市場 青果の組織は小売人組合で組織しておりまして、青果卸の会社は2社ありますが、その各々に下部組織が組合としてあります。その構成メンバーは主に小売人の方です。一般店舗・食堂・スーパーという方が構成員となります。

○___委員 相当な数になるということですね。

○公設地方卸売市場 県外もありますので、かなりの数、あと一般のスーパー、小売り、大手スーパーなども組合員になっています。

○___委員 分かりました。不明確だったのは、その施設に店舗なり何かを有している会社の数は分からないのでしょうか。

○公設地方卸売市場 分かります。卸5社、仲卸業者は青果が6、水産物が20、花きが2社、関連事業者18社、買受人組合につきましては総数で約600人分、小売各店、買取につきましては市場外ですので、市場に店舗は設けておりません。

○___委員 確認ですが、卸が5とおっしゃいましたね。この卸は何の卸なのですか。

○公設地方卸売市場 青果が2社、水産物が2社、花きが1社です。

○___委員 仲卸で、青果の仲卸が6で水産物の仲卸が20、花きの仲卸が2、関連会社18が市場内に店舗を構えている。はい、ありがとうございます。

○___委員長 その他に質問はありませんか。

○___委員 今回5年目評価ということで、1年目から民間委託・指定管理者の検討を進めるということで今回5年目に入るわけですが、指定管理者を導入する場合の想定される管理者は、現在市場の内にいる業者のどこかに頼むというようなイメージだから、協力会で評価をしていると考えてよろしいですか。

○公設地方卸売市場 市場の中に精通しているということで、先ほど言った業者の代表の方が集まって市場協力会という組織を築いていますので、協力会が一番良いだろうということで勉強会をさせていただいています。

○___委員 そういう前提でのことなのですね。勉強会をした成果、方向というのはまだまとまっていないのですか。

○公設地方卸売市場 協力会からの厳しい御意見を頂いております。協力会はルール上、会長が2年ごとに変わっています。今は卸の社長が会長ですが、指定管理者になると公平性が担保できないのではという懸念がありまして、今までどおり市でやるべきだと御意見を示しております。

○___委員 他の市町村でも指定管理者制度を導入している市場はあると思うのですが、そういうところはどのような様子なのでしょうか。

○公設地方卸売市場 他市場と比べますと、水戸市場は全国の地方市場の中でも1位の取扱高があるので黒字です。指定管理者制度を既に17市場くらいやっているところがあるのですが、赤字の市場がほとんどです。それとは違いうだろうという御意見も頂いております。

○___委員 この決算資料を見ると、検討が始まった当初は赤字、要するに行政コストがかかっていると、そういう見方でいいのですか。下から2番目の行政コストというのを見ると平成24年度辺りからマイナスになってきていますが、これは儲かっているという見方

でいいのでしょうか。

○**公設地方卸売市場** はい。

○**___委員** いわゆる経費削減をして、目的を達成しているという印象であっていいのでしょうか。

○**公設地方卸売市場** 協力会でございますが、通常業務と経理業務、同社さんから約 50% の負担金を頂いて現在運営している状況です。指定管理者になると、それは市が払うべきだろうということで、かなりの額を負担することになります。人件費等もあるでしょうが、そういうことを市が持つようになります。

○**___委員** もう一ついいですか。業者そのもの、さっき数をお聞きになっていましたけど、減少傾向とか増加傾向という話は。

○**公設地方卸売市場** 今のところ市場内の店舗を構えている事業者は、ここ数年変わっていません。ただし、卸売業者は減っています。

○**___委員** だんだん黒字になってきた要因というのはどこにあるのですか。

○**公設地方卸売市場** 市場設備等も 40 年経過して老朽化しております。緊急的なものはすぐに対応して修繕をやっておりますが、大きな額のかかるものはなかなか手を付けられない状態しております。そういう部分も含めて市場使用料とのバランスが若干あります。

○**___委員** 分かりました。

○**___委員長** 他に何かありますか。端的に言うと他のところは赤字ですけど、水戸市の場合は黒字ということで。経営状況について先ほど___委員から御指摘あったように、実績を見ても、簡単に言うと、最近の歳出面では施設整備費とかそういう投資はあまりしていなかったということですか。

○**公設地方卸売市場** 最低限の緊急的なものについては、やっております。ただ全体的な整備計画等も早急に進めなくてはならないという考えもございます。

○**___委員長** あちこち古くなっているところがあるのですか。

○**公設地方卸売市場** はい。

○**___委員長** それに投資はしていないということでしょうか。

○**公設地方卸売市場** いえ、少しずつ投資はしております。

○**___委員長** 要するに、黒字の原因が他のところに比べてどういうところにあるのですか。

○**公設地方卸売市場** 手数料というか使用料を、取扱高の 1,000 分の 3.5 頂いております。その部分だけでも 2 億 7 千万円くらいになります。

○**___委員長** 諸収入というものですか。

○**公設地方卸売市場** 市場使用料です。これは取扱高に対する 1,000 分の 3.5 ということで、卸の 5 社の売上高に対する使用料でございます。下の施設使用料とは、入っている各事業者の店舗の家賃です。

○**___委員長** 分かりました。勉強会をされているということですけど、勉強会に何人くらい参加されていますか。

○**公設地方卸売市場** 先ほど申しました業者の代表者の方です。

○**___委員長** それは何人くらいですか。

○**公設地方卸売市場** 14,5 名です。

- ___委員長 14,5名の方が指定管理者について議論しているわけですね。主に指定管理者はいらないとか、簡潔に言うとどんな意見が多いのですか。
- 公設地方卸売市場 先ほども申し上げたように、公平性が担保できないと。
- ___委員長 安定性という意味ですか。公平性というのは、自分のところに変なふうに変換してしまうという。
- 公設地方卸売市場 自分のところに行ってしまうのではないかと。
- ___委員長 そういう意味ですか。
- 公設地方卸売市場 そういう懸念で、どうしても。
- ___委員長 それはそうしなければいいわけですよ。
- 公設地方卸売市場 そうなのですけども。
- ___委員長 致命的な同意できないデメリットみたいなものは、具体的にどんなものが挙げられますか。これはずっと長く検討されているので、そろそろ結論を出さなければいけないと思うのですが。
- 公設地方卸売市場 はい。
- ___委員長 何が致命的に指定管理者制度の導入に同意しかねるのでしょうか。
- 公設地方卸売市場 今も言った公平性が担保できないことと、あとは指定管理者といったらイメージダウンだろうと。
- ___委員長 そういう意見が出ているのですか。
- 公設地方卸売市場 集荷にも影響すると。要するに、世間一般的には、指定管理者では先細りしている市場ではないかというイメージを持たれる。
- ___委員長 全国的にはそっちのほうが多いのですか。
- 公設地方卸売市場 はい、そういうイメージを持たれるので、各農家から良い影響を与えない、集荷力も下がっていくという意見も出て、そういうイメージの悪いことは。
- ___委員長 市が直営でやってくれたほうが良いと関係業者の皆さんは言っているということですか。協力会というのがあって、そこに運営をお願いするというのは、向こうが拒否的な反応を示しているということですか。
- 公設地方卸売市場 そうです。
- ___委員長 そうですか。これだけ黒字なので、市が直営でやる理由がないのではと思うのですが。前からそういう意見があるのですが。もうお任せして、市は普通の一般業務、行政に頑張っていただいて、特殊な業務は特殊な方を活用してやるのが基本的なことだと思うのですが。その辺については踏ん切りがつかない理由が分からなかったものですか。そういうことで市がやってくれたほうがよいということで、例えばそういう関係者の方が全国の事例と一緒に見る場面はないのですか。水戸市の場合しか分からないのではなくて、他市場は指定管理者を導入してこのような結果になっているという実情を知った上で、そういうことを言っているのですか。
- 公設地方卸売市場 他市場の事例なども勉強会の中でお出ししております。先ほど申したとおり、赤字のところとは違うだろうと。
- ___委員長 他のところはですよ。
- 公設地方卸売市場 うちとは比較できないだろうという。
- ___委員長 そうすると指定管理者を受ける人たちが、うちが指定管理を受けると黒字

が赤字になってしまうと、そういう危惧を抱いていると。

○**公設地方卸売市場** そこまでは特に言うてはいないですけど、でもイメージダウンと。

○**___委員長** 市が直営でやったほうがイメージが良いと。

○**公設地方卸売市場** 指定管理者は経費削減的な部分もございまして、その部分で『赤字になるのではないかと、指定管理者を入れるのではないかと』という、そういう意見が。

○**___委員長** 例えば黒字がずっと続きますけど、どのように今後活用していくのですか。基金か何かに積み立てるのですか。

○**公設地方卸売市場** 先ほど申しましたとおり、市場施設もかなり老朽化しておりますので、全体的に見直しというか、整備計画等立てながらやっていかなければならないと。

○**___委員長** それはまだ計画はないけれど、ということですか。今のところ、議会や一般市民からこの黒字は何に使うのですかという質問に対してはどう答えているのですか。施設整備に回していく計画を今後立てていくということですか。

○**公設地方卸売市場** はい。

○**___委員長** 分かりました。毎回課題になっている5年目評価になりますが、市として関係者との勉強会をされていると書いてありますが、実際に方針みたいなものをそろそろ打ち立てて市民の意見を聞くことはされていますか。パブリックコメントとかそういうことを。

○**公設地方卸売市場** いいえ。

○**___委員長** していないのですね。そういう手続に入る必要があるのではないかなと思うのですが、その辺りについてはいかがですか。

○**執行機関** それでは補足いたします。指定管理者を導入するしないについては、パブリックコメントなどはかけずに、庁内の政策会議という会議がございまして、そこに諮って入れる入れないを最終的に庁内決定して、それで方針決定というかたちになります。市場につきましても、メリット・デメリット、それと市場協力会との話し合いを踏まえて、秋頃に方向性を出すということで動いているというお話を伺っております。

○**___委員長** この評価を今年で終了するかどうかというのを皆さんに聞きたいのですが、いかがですか。今執行機関からあったように、方向性を決めることで今動いていると。その方向性というのはどのように、ガイドラインとか検討委員会を立ち上げるとか、あるいは市内部だけで検討するのですか。

○**公設地方卸売市場** 市場協力会との話し合いです。

○**___委員長** 市として直営でいくか、指定管理者を本格的にやるかということについて今年度中に一応の目安をつけようという考えがあると今お聞きしたのですが、それはそれでいいのですか。

○**公設地方卸売市場** はい。

○**___委員長** そのやり方は。

○**公設地方卸売市場** 意見を頂いて。

○**___委員長** 誰からですか。

○**公設地方卸売市場** 協力会です。

○**___委員長** 協力会との協議ですね。今までも勉強会など行っていたのですが、その延長線上でしょうか。

- 公設地方卸売市場** 最終的に指定管理にするのかしないのかまだ決定されてはおりませんので、先ほど申したとおり、いろいろ厳しい御意見を頂いております。
- ___委員長** 市場協力会が厳しいからやらないということになりますよね。市としての考え方がどこかに入っていないのですか。
- 公設地方卸売市場** 市としてもそれを尊重していきたいと思っています。
- ___委員長** 尊重というか、市としての考え方があるのではないかと思います。黒字をどうするか、職員の人材活用で市場の中で長くやっているわけですよね。人材活用の観点からとか、そういうのがあるのではないですか。
- 公設地方卸売市場** 現在黒字でございます。先ほど申したとおり、市場整備関係等の計画も財政的なことも含めて、整備しなくてはならない計画も早期に立てなくてはならない時期に来ております。そのことも踏まえまして、先ほどの市場使用料、他の市より若干高い傾向がございますので、その辺も整備をしながら、見直しを含めて検討していきたいということでございます。
- ___委員長** そうすると、人事上問題はないですか。人事関係の話になりますが、職員をずっとそこに、普通の人事ローテーションと違ってかなり長いのではないですか。そこは大丈夫ですか。
- 公設地方卸売市場** 職員ですか。
- ___委員長** 直営でやっているから、職員は何人か配置していますよね。その辺りの人事ローテーションは問題ないのですか。
- 公設地方卸売市場** 事務職が6人おります。その中で技師が1人、技師はすぐどこへいくということはないですが、事務職ですので市場にずっといます。
- ___委員長** 3年くらいで代わるのですか。
- 公設地方卸売市場** それはその方によっていろいろ、全ての方が代わる場合も。長く居る者もいます。それは人事の管轄です。
- ___委員長** 一般的な話として、これはかなり専門的な業務ですよね。普通は外部の専門家というか、ずっと長くやっている方に指定管理としてやったほうがいいのではないかと思います。市の職員が3年くらいで回っていたり代わっていたりすることについて、問題点はないのですか。
- 公設地方卸売市場** 別にないです。
- ___委員長** 例えば市場会から、あんまり頻繁に市の職員が代わるのは嫌だということは何言われていないのですか。
- 公設地方卸売市場** 特に言われていないです。
- ___委員長** それなら市場協力会でやってもいいような気もするのですが。いずれにしても、市として協力会の意見を聞くのは大事ですけど、市としてそういう観点からどうなのかというのを固めない。市場会がこう言っているからこうしますという話だけではないと思います。もう行政評価で5年もやっているのに、その辺りの確立した考えがないと、政策決定がなかなか難しいのではないですか。
- ___委員** よろしいでしょうか。___委員長から市としての意見はどうなのかという話で、私が個人的にこういう考えがあるということを知ったかっただけなのを今から申し上げる、それを私の意見ということにしたいと思っています。

私は流通やマーケティングを専門にしているものですから、水戸の現状について調査したことはないので不勉強のまま発言するのは恐縮ですけど、仮に水戸に卸売市場がなかったときに水戸の商品流通にどれほどダメージがあるか、あるいはそこを拠点として卸さんがいることで、過疎の地域、鹿行や県北へ商品が行き渡っているにもかかわらず、この拠点がなくなってしまったために地域間格差が拡大してしまうという懸念があるということでは言えるのではないかと思います。この県のことはあまり知らないのですが、滋賀県に平和堂さんという大きなスーパーがあるのですが、平和堂さんが多賀に、大津からはだいぶ名古屋寄りまで彦根まで行かないくらいの場所にあるのですが、平和堂さんが物流センターを建てたところ、劇的に商品の流れが変わって機能するようになったという事例を知っています。平和堂さんが箱モノを建て、その運営には卸さんが関わったり、メーカーさんの代理店がその中に同居するなど、かなり入れ子な構造になっています。小売が主導して箱モノを建てましたが、運営なり部分的なスペースの対応なりはかなり柔軟に行われているのが研究で明らかになっています。滋賀県も茨城県と同じように、滋賀県は真ん中に琵琶湖がありますから、隔々に物を行き渡らせるのが非常に難しい地域ですけど、しかし人口はまんべんなくいるという県です。そういうところも茨城と非常に似ている点だと思います。平和堂さんの貢献をどの程度評価するかは分かりませんが、今の話は民間が担保してきた功績という面はあると思います。それが水戸に目を向けた場合に卸にあると、そういうことが論理的に説明できれば、___委員長の指摘に対して『いや、直営でやるんだ。公益を考えた上で、特に茨城県の広域の生活水準の維持のために寄与しているんだ。』と、それを市がやるのかという問題が次にまた出てくるかもしれないが、そういうことは言えるのではないかという気がいたします。ぜひ機会があれば、卸のネットワークであるとか、どの程度そこを拠点にして機能しているかが明らかになればいいかなという気がしました。

○___委員長 今の副委員長の御意見について何かありますか。

○公設地方卸売市場 はい、水戸市場につきましては東京から 100 キロ、実際に大田市場や築地市場などを経由するという場合もあります。しかし、北関東自動車道が、かなり交通網が発達していて、県内においては拠点市場となっており、北関東、千葉、福島含めまして、かなりの広範囲の流通をカバーしております。

○___委員 それを売上げの数字だけで説明するのではなくて、いわゆるネットワークの特質性みたいなもので、地勢的に非常に特徴的なネットワークの拠点になっていると説明できるというのではないかという気がいたしました。

○___委員長 いいですか。そうすると委員の皆様方、5年目評価で来年は6年目評価ですが、おおむね対応として、この委員会でのそ上にあげて議論するのは終わりにするか、あるいはもう少し本年度の状況を見て来年度またやるか、どちらがいいでしょうか。一つとしては、市場会の勉強会は資料⑤の中にありますように、二つ宿題があったわけです。指定管理者制度導入の効果検証をやってください、それから市場内協力会と勉強会をやってくださいと。勉強会は何回かやられているので、これでよろしいかと思いますが、今おっしゃっていたように、本年度方向性を決めていく上での効果検証作業がまだ充分ではない認識もあるので、これはやっていただいて、これを踏まえて本年度中に市としての考え方、もちろん協力会の意見を聞きながら決めていくということについてやっていただいて、それを見届けて来年終了みたいな形で継続ということでもよろしいでしょうか。何か異論は

ありませんか。

○**公設地方卸売市場** できれば本年度中に決定させたい。

○**___委員長** 本年度中の方向性が分からないのですね。

○**公設地方卸売市場** 何回か勉強会を開いている中で、事業者・協力会につきましてはどうしても拒否反応を。

○**___委員長** それは分かりました。それを踏まえて市としての考え方を本年度中に検討されることなので、私どもとしてはこの夏で委員会は終わりなので、来年の委員会に報告いただくという意味での継続ということなので、お願いできませんか。それが分からないうちに、ではそれで終わり、というのも委員会としてはどうかと思うので。もしよければそれでよろしいでしょうか。

○**公設地方卸売市場** はい。

○**___委員長** では、そういうことで。ありがとうございました。

○**___委員長** 次に2番目で、少年自然の家管理運営事務、生涯学習課さんですね。

○**生涯学習課** 本日は、少年自然の家の所長とともに参りました。よろしくお願いします。

○**___委員長** では説明いただいた後、意見交換をしたいと思います。

○**生涯学習課** 今年度5年目を迎えている中で、現在、平成27年度・平成28年度で新たに冷暖房完備の食堂棟の改築を含めた大規模改造等を行っておりまして、平成29年4月1日にリニューアルオープンできる見込みで施設整備を図っております。そういった中で、ソフト事業等につきましても、今年度は所長1人、職員1人という、建設年度なものですから職員も大幅に縮小した中で、来年度リニューアルオープンに向けたメニュー関係づくり等、ソフト関係においても現在事務手続を進めております。そういった中で、今までの課題の積み残しが利用促進方策ということですが、私どもは今年度から異動してきたのですが、そういったものがなされていなかったという点については非常に心苦しく、お詫びをさせていただきます。利用促進方策については今現在、今年をめどに早急に策定をしている最中でございます。今のこの体制で責任を持ってやっておりますが、そういった中で、リニューアルオープンに向けた魅力あるソフトプランの作成ということで、特に森林公園を始めとしまして水戸市の中でも特質的な地域かと思っておりますので、そういった自然体験を踏まえた宿泊体験の利用関係につきまして促進を図っていききたいと。そして、市内の小中学校については利用していただくことを前提目標としまして、今後促進に向けて努めてまいりたいということで、ただ今取り組んでいる最中でございます。重ねて申し上げますが、利用促進方策については今早急に準備を進めております。以上でございます。

○**___委員長** その利用促進方策というのは去年くらいにできるはずだったのですね。遅れている理由は何かあるのですか。

○**生涯学習課** 昨年度までの職員体制の中で、改修計画に事務を取られてしまったというところで、あとはプログラム関係作りに何回も大学へ出向いたり努力はしていたのですが、形づくりが定まっていなかったということが大きな要因で、そういったものを検証しながら計画に結び付くように準備を進めております。

○**___委員長** 今、大規模改修工事を実施しているのですね。

○**生涯学習課** はい。

○___委員長 今は休館しているということですね。

○生涯学習課 そうです。

○___委員長 そこをどのように改善していくかということと、利用方策は密接に関係していると思いますが、ものを作ってから利用方策検討となっていますけど、その辺はそこではないのですか。

○生涯学習課 新しい食堂棟は 250 人くらい最大時利用可能ということで、例えば2団体くらいと一緒に食事をとれる予定となります。工作室や創作のやかた、多目的ホールなどを有しております、雨天にもキャンプファイヤーができるという施設が多目的ホールです。そういった面の活用を見ながら、あるいは、現在、飯ごう炊さん場は屋根がないものですから悪天候の場合は利用できないということもありまして、それを今後改善していく。

○___委員長 要するに、利用方策に支障がないような施設改善になっているということですか。

○生涯学習課 はい。

○___委員長 分かりました。委員の方から御質問はありますか。

○___委員 施設の稼働率を高めるということで、小中学校の活用をほぼ義務付けるというような形で学校のほうに連絡・通達をして活用促進するとのことですが、具体的にはどのような活用が想定されるのでしょうか。例えば、小学4年生の夏休み前に学年全体で利用するなどですね。そうすると、閑散期と繁忙期の差が出てきたりすると思いますが、閑散期には学校に来てくれと言うだけではどうしようもないと思いますので、それ以外どのような形で稼働率を高めていくことが可能でしょうか。

○生涯学習課 はい、小中学校については、宿泊学習体験というのは春と秋に集中しがちでございます。夏場等においては子供会を始め多くの青少年関係団体の利用が、今後は冷暖房が全て完備という形のもとに入ってきますので、そこに例えば少年のスポーツ団体等の利用も今後は入ってくるものと考えております。冬場関係でございますが、こちらについても総合教育研究所に天体関係の指導ができる職員を配置しておりますので、こういった職員の活用を図りながら、冬の星座を多く見学できるようなメニュー作り等を検討しております。あるいは、首都圏くらいであれば、他県からの利用が入ってくるものと考えております。PRも強化しておりますので、合宿などにも対応できるのではないかとというような、他県からの受入れも想定した中で、空きがなるべく使われるようなPR効果を図っていかうということで準備をしております。

○___委員 具体的にはどんな準備ですか。

○生涯学習課 ホームページの刷新です。どうしても少年自然の家の利用率が伸びない大きな理由として、冬場閑散期が落ち込むということがありまして、それを改善するために全ての会議室も含めて冷暖房完備にしまして、ちょうど冬場ですと受験シーズンでもありますので、塾などにも声をかけて、勉強合宿でいえば最後の追い込みをかけるというようなことに活用できないかと考えているところです。

○___委員 市外の活用というのは、どのように告知したらどれくらい増えるのですか。あるいは、どれくらい遠距離からの活用が想定されますか。

○生涯学習課 平成 27 年度は別としまして、それ以前の数年ですね、1万4千人くらい、1万2千人の目標から1万4千人くらいを達成できておりますので、それよりはかなりア

ップできるものと思っております。東京、埼玉、関東近県の校長会等も利用させていただきながらPRをする予定になっております。その他ホームページも刷新した中で、市のホームページあるいは自然の家のホームページ、生涯学習課のホームページといったPR方法を刷新した中で効果を図っていこうと。

○__委員長 その他何かありますか。

○__委員 今はクローズ中、そうすると今の期間中、小中学校はどこか別の施設を利用されているのですか。

○生涯学習課 はい、県立の白浜というところにあるのですが、だいたい県立の少年宿泊施設の利用はそこを利用しています。あと、大洗にもこどもの城や、猿島の少年自然の家というのがありますが、市町村立で運営しているのは水戸市だけです。あとは県立等になりますので、だいたい白浜が一番多いです。麻生のほうです。

○__委員 来年4月以降は、また戻ってきてもらうという前提ですね。

○生涯学習課 はい、既に仮予約的なものも。現在チラシや校長会等で呼びかけをした中で押さえておまして、だいたい市内の小中学校の利用については、もう既に9割方は見込みを取っております。

○__委員 その先のこと、県外や塾など民間の利用を促進したいということですね。それはリニューアル前にはなかった話ですか。

○生涯学習課 多少ございましたが、それほど大々的なPR促進はされていなかったようでございます。そういった面でのアクセスPRも、常磐高速道路あるいは電車でお越しの方もいますので、なおかつこういった市町村立の宿泊施設は特別でございますので、引き続き広報によって誘致していきたいと考えております。

○__委員 そこをどうしていくかというのが来年度の課題ですね。

○生涯学習課 はい、今もう一回研究しながら徐々にはやっております。

○__委員長 他は何かありますか。指定管理者の検討などはされているのでしょうか。

○生涯学習課 一応リニューアルを経た後に、再仕切りでもって検討させていただくと。

○__委員長 さっき言った白浜とか県立の施設は指定管理者ですか。

○生涯学習課 はい。

○__委員長 直営ではなくて。

○生涯学習課 白浜は県の財団みたいな形のところに委託されているようでございます。社会教育主事資格の集团的財団がありまして、そういったところの。

○__委員長 場合によっては水戸市もそちらにお願いすることはあり得るのですか。

○生涯学習課 検討の一つの組織となると思います。

○__委員長 利用促進方策は今年度中に作成するということですか。

○生涯学習課 はい。

○__委員長 その中に経営形態の話は出てこないのですか。

○生涯学習課 今まで委託の件を踏まえて検討してきたわけですが、まずは冷暖房完備した施設整備が先決という中で、そういった運営形態が軌道に乗った後は検討していかなければならない。

○__委員長 今年つくる利用促進方策の中に、運営形態の話は出てくるのですか。

○生涯学習課 まずは指定管理にしる直営にしる、それは運営形態のことですので、目指

すべき方向性、指針のようなものを示しまして。

○___委員長 それを利用促進方策ということですか。

○生涯学習課 はい、それをやるために望ましいのが直営なのか指定管理者なのか、それは次の話であると。

○___委員長 それは次のステップということですか。

○生涯学習課 はい。

○___委員長 分かりました。他に何かありますか。5年目評価になりましたが、今年度中につくられる利用促進方策を踏まえて、次のステップは経営形態まで含めるということなので、来年度以降としますか。いずれにしろ今年度は利用促進方策が少し遅れていることもあって、リニューアルが来年4月なので、それを見た上で継続ということによろしいですか。それではよろしく申し上げます。

○___委員長 それでは、斎場管理運営事務に関しまして、衛生管理課さんから申し上げます。

○衛生管理課 よろしく申し上げます。斎場管理運営事務事業につきましては、昨年度、総合評価において民間活力活用の対象範囲の検討については一次調査にとどまっております、今後は他市事例の調査結果を踏まえて、管理運営自体について検討を進めることとの評価を頂き、改善継続となりました。改善目標として他市の事例調査の結果を参考とし、斎場の管理運営に係る民間活力活用の対象範囲及び運営手法について検討を行うことについて設定したところです。また、本年7月から市ホームページ上にインターネットを利用した24時間対応の斎場受付システムを開設し、市民生活の向上及び施設管理の効率化を図っております。以上で説明を終わります。

○___委員長 ありがとうございます。何か皆様方から質問はございますか。去年の取り組みされたことを、簡単にもう一回御説明いただいてよろしいですか。

○衛生管理課 まず、市民サービス向上のため予約システムを導入しまして、委託業務から予約システムに切り替えております。削減効果としては1,544千円です。

○___委員長 何から何に切り替えたのですか。

○衛生管理課 受付業務委託から予約システムへ。

○___委員長 ネットで予約できるようなものですか。

○衛生管理課 はい。

○___委員長 そうすると、人件費が削減できるということですか。

○衛生管理課 はい、人件費・業務委託費が250万円くらいありましたのが100万円弱になりましたので1,544千円の削減になっております。

○___委員長 減額について、それは大きなことです。

○衛生管理課 調査結果については今検討中ということで引き続き検討しておりまして、あと今年度は新斎場の整備の業務委託がありまして、これとの関連もありまして、現斎場の運営の仕方について再度検討しております。

○___委員長 新斎場の整備検討に向けた基本構想を策定するとありますが、この基本構想はいつ策定するのですか。

○衛生管理課 今年度です。

- ___委員長 平成 28 年度に新しい斎場の基本構想ができるということですね。イメージ的に何年にできるのですか。
- 衛生管理課 いつというのはまだ決まっておられません。
- ___委員長 まだ分からないけど、一応構想として考えると。
- 衛生管理課 はい。
- ___委員長 それをやっていく中で、管理運営方法とか、民間活力を検討していくということですか。
- 衛生管理課 はい。
- ___委員長 何か質問ありますでしょうか。
- ___委員 サイトの受付システムやインターネットを利用した対応システムを導入したということですが、インターネットを利用できない方にはどう対応しているのでしょうか。
- 衛生管理課 この予約システムは業者向けが主になっております。それ以外の個人的に申込みをされる方は斎場に直接電話をいただきまして、斎場が予約システムで予約をとるという形です。一般の方というのは、ほとんどが赤ちゃん関係だとか、身体の一部とかそういう方になります。
- ___委員 はい。
- ___委員長 その他に何か御質問ありますか。県内の斎場の民間委託とか指定管理者の状況はどうですか。
- 衛生管理課 はい、県内を調べております。県内 31 施設ありますが、そのうち直営は 17 施設です。そのうち火葬業務だけ委託している市町村がありまして、それは 12 施設が直営で運営はしていますが火葬業務は委託しています。あとは運営自体を委託している市町村が 6 市町村あります。指定管理者を導入されているのは 8 施設です。
- ___委員長 直営 17 の指定管理者 8 の、そのあとは何でしたか。
- 衛生管理課 運営を業務委託が 6 です。水戸市は直営で運営して、火葬も直営でやっております。
- ___委員長 流れとしては民間と指定管理者に向かっていますか。
- 衛生管理課 業務委託若しくは指定管理者という流れになっています。
- ___委員長 そういう中で今のところのお考えというのは。
- 衛生管理課 指定管理者にするにしろ業務委託にするにしても、まずは今の業務を見直してその精査をして、それから指定管理者にするのか業務委託だけにするのか、その辺を検討していきたいと思えます。
- ___委員長 平成 28 年度は新しい斎場の基本構想を作りますが、今言われた我々が検討すべき管理運営方法については、いつ検討されますか。
- 衛生管理課 今年も検討に入っております。
- ___委員長 去年はどのようなところまで検討されていますか。
- 衛生管理課 他の施行時特例市を調べておりまして、どういう状況になっているかを検討して、水戸市の斎場はどのような運営方法がいいのかを検討しております。
- ___委員長 中途でも結構ですけど、その検討結果はどうですか。
- 衛生管理課 今のところはまだはっきりした結果は出ていないのですが、まずは第一の

方法としましては火葬業務だけ委託する。その後どうするか新斎場のほうと関係しまして、直営ですので職員の処遇とかいろいろありますので。

- ___委員長 その火葬業務をされている方は長いのですか。
- 衛生管理課 50歳代が2名と、30代からほとんど40代に近い若い方です。
- ___委員長 それは技術の人ですか。
- 衛生管理課 技術の作業員です。
- ___委員長 そうするとその方は異動するとしたらどういうところへ。
- 衛生管理課 その辺が一番の組合との話合いです。
- ___委員長 異動する場所がないかもしれないということですか。
- 衛生管理課 考えていかないといけないので、その辺も検討します。
- ___委員長 50代の方が退職されたらどうするかという問題になってきますね。
- 衛生管理課 そうですね。
- ___委員長 その辺が今検討されていると。
- 衛生管理課 ええ、その辺も検討の一部に入っております。
- ___委員長 分かりました。何か他にありますかでしょうか。そうしましたら4年目評価ですけれども、今おっしゃられたようなことが検討中ということなので、引き続き我々としては継続評価ということでやらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。ではそういうことで、ぜひ検討を進めてください。

○___委員長 続きまして5年目評価ですね。保育所管理運営事務と幼稚園管理運営事務の二つです。幼児教育課からお願いします。

○幼児教育課 幼児教育課の___と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、5年目評価の保育所管理運営事務及び幼稚園管理運営事務につきまして、関連があるので合わせて説明させていただきます。昨年の総合評価におきましては、幼稚園・保育所の今後の在り方、適正配置方針及び民間活力の活用における管理手法の検討を行うとともに、潜在的なニーズの把握に努めまして、待機児童の解決に向けた一層の取組の推進を目標として改善継続となったわけでございます。そのため、改善目標を「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の策定といたしまして、計画の中に幼稚園・保育所の在り方と合わせまして適正配置・適正規模方針を位置付けることといたしました。しかしながら平成27年度基本方針を策定したにとどまっております、基本計画の策定に向けた検討にとどまり、策定には至っておりませんが現実でございます。待機児童の解消につきましては、平成27年度には民間保育所3か所、小規模保育事業者5か所、そして家庭的保育事業1か所を新設いたしまして、待機児童につきましては平成28年4月現在、平成27年と比べまして35人減少いたしまして、123人となっております。今年度も民間保育所を3か所新しく創設するとともに、小規模保育事業者が1か所新設される予定でございます。引き続き待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。説明につきましては以上でございます。

○___委員長 はい。今は保育所管理運営事務を説明していただいたのですね。

○幼児教育課 はい、保育所管理と幼稚園の部分については充足率が随分減っているということで、幼稚園と保育所の部分の適正規模、適正配置を、幼児教育振興基本計画の中で

取り込んで決めてというような前の評価でございました。ただ、先ほども申し上げたように、27年度は基本方針の策定にとどまりまして、基本計画は本年度中の策定ということで1年間遅れているような状況でございます。

○___委員長 今説明いただいたのは幼稚園管理運営事務ですね。つまり何が言いたいのかというと、二つ分かれて説明いただいたほうがいいのか、一緒に説明いただいたほうがいいのかでしょうか。

○幼児教育課 関連があるので、一緒にというイメージで説明いたしました。

○___委員長 説明は終了ですか。

○幼児教育課 はい。

○___委員長 保育所と幼稚園では設立背景も違うと思いますが、何かもっと詳しく説明することはありますか。

○幼児教育課 もう少しというと、保育所につきましてはやはり待機児童の問題がございまして、なかなか入れないということで、今年4月現在123人の待機者がおります。昨年度ですと158人いたのですが、今年度は123人ということで、35人待機児童は減ったわけでございます。幼稚園につきましては、昨年度の園児数が784人でしたが、今年度は706人になっておまして、定員1,485人に対する充足率は47.5パーセントということで、半分くらいの園児しか入っていないのが実状でございます。これにつきましては、水戸市の公立の幼稚園については2年保育とあって、4歳児と5歳児の保育です。私立については3歳児からの保育というのがございますし、延長保育ですね、私立幼稚園も認定こども園のほうに移行しております。一時預かりの部分が長時間預かったり、そういったことができているので、やはりそちらのほうに。保護者の就労の時間帯によっては幼稚園の延長保育で、フルに10時間以上働く、就労がある保護者につきましては、やはり保育所でないとお子さんを預けられる時間がないので、どうしても保育所に預けるといいうのがニーズとしては多いという状況になっております。

○___委員長 はい。では二つ説明いただいたということで。

○幼児教育課 はい。

○___委員長 では、保育所管理運営事務と幼稚園管理運営事務についてそれぞれ御説明いただいたわけですが、御質問等ありましたらお願いします。

○___委員 少し質問させてください。計画が遅れているということですが、遅れている理由をもう少し分かりやすく御説明いただけますか。例えば、大型タワーマンションが建つとなったら、その地域に待機児童が増える可能性が高いなどですね。一方で、町ごと高齢化してしまって非常に効率が悪い、施設は大きいけど入りたいという方は少ない、あるいはどうにか受入れや引渡しの時間帯を工夫して対応を進めていくとなると、そこにも手厚い工夫が必要であるとか、かなり流動的になっていて後追的に行行政が対応していかざるを得ない問題が絶えずあると思いますが、水戸市ではどういうところが計画策定する上で一進一退になっている、というところをもう少し説明していただけると助かります。

○幼児教育課 幼児教育振興基本計画の遅れの理由ということでございますね。言い訳のようになってしまっていて大変申し訳ないのですが、平成26年度から新制度ということで、平成27年度は新制度に移行した時期でございまして、その間に0歳から5歳までのお子さんを預かるに当たって、1人1人認定という作業があります。保護者の就労によって、この

お子さんは月々いくらですと、全部認定する作業と、それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園からの認定した子どもについて、全部認定をし直しまして、施設型給付という形で、例えば1万円の保育料を取るお子さんがいれば、1万円はその1人のお子さんにかかる運営費用、市・国・県で補助するのですが、その分を引いたものを固定価格ということとで園のほうにお支払いするというような。その作業の事務が平成27年度は膨大な事務がありまして、その中で幼稚園の負担金も算定のし直しなどありまして、幼稚園が新制度に移行しただけでも3億円以上の一般財源からの支出がありました。それにつきましては他の市町村と合わせまして、水戸市の幼稚園の負担金を国の基準より低い単位で定めているのですが、金額の設定などの事務が入っていきまして、なかなか本題にある計画の策定まで進めない。そのままというわけにはいきませんので、今年3月に基本方針だけは定めまして、今年度基本方針に肉付けをして、基本計画ということで策定する予定でございます。先ほど委員の方から質問のありました、後追いとなってしまいますが、幼稚園・保育所の適正規模、適正配置ですね。幼稚園はどうしても子どもがいない、保育園は子どもが入れない人がいるということなので、幼稚園の多機能化とか公立の幼稚園の認定こども園への移行とか、幼稚園・保育所、水戸市内で公立ではすぐ隣接しているところもありますので、そういったところでは幼稚園・保育所型の認定こども園に再編しようとか、そういったのもこの計画の中で分けていこうと。何年度にはこの幼稚園はこうだ、というまではなかなか具体的にはいかないですが、その方向付けはしていきたいと考えております。また先ほど申し上げた、マンションがどんどん建つとか高齢世代になってしまうというような形で子どもが増えている地域はある程度分かるのですが、やはり民間の保育所などはそこへ向けて開園しているのです、とりあえずその辺のところは行けると思うので。ただ今度はあまりにも作り過ぎてしまうと子どもの出生率も横ばいになっているので、今度は子どもの取り合いになってしまう。増やした分、民間を圧迫することになってしまいますので。うまくマッチングできるところは幼稚園型の認定こども園にも入ってもらって、何が何でも保育所ではなくて、そういった窓口での整理をしていきたいと思っております。

○___委員長 はい、その他何か質問はありますか。

○___委員 私立幼稚園は3年保育ですよね、大体皆さん3年保育に行かせる方が多いのかなと思って。なかなか公立は魅力がなく2年保育なので、ということで、余計入る方が少ないのかしらと思っているのですけど。

○幼児教育課 そういうことはあるかと思えます。ほとんど100%、私立は3年保育で、公立は2年保育です。公立のほうは3年保育を考えた時期もあったらしいのですが、やはり私立は私立、公立は公立の住み分けもあるのでなかなかそちらに入っていけない。あとは、公立ですと職員の定数のことがありますし、教室のこともあって難しいので、3年保育は今のところ私立にお任せしています。

○___委員 ありがとうございます。

○___委員長 はい、他に質問はございますか。基本的なことですみません。待機児童が123人ということと、___委員がおっしゃられた2年保育、123人というのは公立の保育所に対してという意味ですか、それとも一般的にですか。

○幼児教育課 一般的に、全部です。こういう所の定員ですと、公立私立合わせまして4,000人ちょっとあるのですが、そこへ4月1日現在入れない児童が123人います。

- ___委員長 それは昨年より減っているのですね。
- 幼児教育課 減っております。
- ___委員長 減っている理由は何かあるのでしょうか。
- 幼児教育課 幾つか新たに保育所を建てております。
- ___委員長 民間ですか。
- 幼児教育課 民間です。保育所を建てたり定員を増やしたり、定数が増えたということです。ただ、それが新たな掘り起こしになってしまいまして、新しい保育所ができたなら私も子どもを預けて働こうかしらというお母さんが増えています。
- ___委員長 いいことではないですか。
- 幼児教育課 そうですね。増えてしまって堂々巡りではないですけども、どの辺で見切りをつけるのか難しいところです。123 人のうちの 0, 1, 2 歳の占める割合が 80%以上です。123 人のうちの 100 人が 0, 1, 2 歳の小さい子、その上になるとほとんど幼稚園に入れます。育休明けというケースが多いものですから、低年齢の部分をうまく増やしていかななくてはならない。ただ闇雲に低年齢だけ増やしても、毎年年齢が上がっていくので次の年には 1 歳の子は 2 歳、2 歳の子は 3 歳にと今度は上のほうが広がって、その次の年の低年齢が受け入れられなくなってしまいますので、ある程度の定員というのは、年齢ごとに同じ定員にいかなくてはならないというのがありますので、高い年齢の子どもさんの部分はちょっと空いているわけです。
- ___委員長 同じ課でされているのですが、幼稚園と保育園は今後どう、幼稚園については認定こども園に移行させるということになるのですか。
- 幼児教育課 その方針はまだ決まってははいないのですが、認定こども園に移行すれば、ある程度長い時間延長で保育をみられますので、何が何でも保育所に預けなくても、親の就労によってはパートで早く 3 時 4 時には終わってしまうような保護者でしたら、幼稚園の預かりということもありますので、幼稚園の生き残りではないですけど、幼稚園の適正規模、適正配置といっても潰すわけにもなかなかいかないものですから。
- ___委員長 認定こども園の経営主体はどこですか。
- 幼児教育課 それはそれぞれ、もちろん行政でも自治体でもできますし、学校法人でも。今は公立の話です。
- ___委員長 公立の幼稚園がダブっている状況があるわけですね。それを認定こども園にするのは。
- 幼児教育課 それも一つの方法です。
- ___委員長 市の経営ということですか。
- 幼児教育課 そうです。市の経営にするか民間に委託するかはまだ協議していません。
- ___委員長 それはいつ決めるのですか。
- 幼児教育課 それは今のところ未定です。基本計画の中で方向性くらいは出したいと考えております。
- ___委員長 今、計画とか指示というのは作っているのですか。
- 幼児教育課 幼児教育振興基本計画（第 2 次）を。
- ___委員長 それを今作っているのですか。
- 幼児教育課 そうです。作っている最中です。その中に適正規模・適正配置の部分も盛

り込んでいきたいと考えております。

○___委員長 それもかなり前からやり始めていましたね。

○幼児教育課 前からずっとそのままになっていました。

○___委員長 今やっているのは「水戸市幼児教育振興基本計画」というのは作ったのですか。

○幼児教育課 第1次はあるので、今度は第2次ですね。第1次は平成26年の10年間で終わってしまいました。

○___委員長 平成27年からのものが遅れていると。

○幼児教育課 そうです。

○___委員長 その中に今言ったような衣替えしていくとか。

○幼児教育課 そうですね。

○___委員長 簡単な話、幼稚園を少なくして保育園を多くすると、そういうものではないのですか。

○幼児教育課 幼稚園は文科省で保育所は厚労省というのもありますし、お金の出所も違いますし、幼稚園は幼稚園教諭、保育所は保育士ですので、子ども一人一人に充てるお金も出所が違うというのがあります。幼稚園は保育所に移行すると給食室を作ったり、幼稚園とは別な施設が必要になってくるのでそちらの改修も必要になってきます。

○___委員長 はい。他にお聞きしたいですか。

○___委員 保育所を増やせばいいとか、要は待機児童を解消するために市ができることというのはどういうことがありますか。保育所を作るということだけでなく、どういうことができるのでしょうか。

○幼児教育課 国の補助金がありますが、それは平成27年度まででした。今後はある程度待機児童も先が見えてきたということで、今年度は予算がありませんでした。事業者さんとしては補助金が付かなくても自費で建ててやりたいところがあるので、これは県とも相談になるのですが、大いに生かせるような形にしたいと思います。あとは0、1、2歳の待機が多いということで、小規模の保育が19人以下です。そちらですと市の認可でできるものですから、小規模であるからそれほどお金もかからないということであり、今年4月に5園オープンして、また年内に一つオープンされるということです。市としてできることは、利用調整の際にどうしてもこの保育所でないと嫌だという方がいても、近場にこういうところがあると、いわゆるあっせんをするようになります。毎月300件以上の入所の調整をするものですから、入れるところに入るだけでも精一杯という感じです。

○___委員 その小規模の保育施設は認可ですか。

○幼児教育課 そうです。認可が下ります。ですから、利用者が普通の大きな保育所に入っているのと同じ金額を払っている。認可保育所は公立も私立も保護者負担金は同じですけど、認可外ですとちょっと。

○___委員 だからといって、認可を売りにするという問題ではないでしょうけど。分かりました。

○___委員長 保育所と幼稚園管理運営事務も5年目評価ですが、どうでしょうか。いろいろ難しい仕事をされているとは思いますが、幼児教育振興基本計画（第2次）というのは今年度中ですか。

○**幼児教育課** はい。

○**委員長** できるということであれば、引き続き評価させていただくということでもよろしいでしょうか。では、そういうことでよろしく申し上げます。

○**幼児教育課** 続きまして、3年目評価になります。

○**委員長** 少々お待ちください。私から今日の検討と明日の検討について、委員の皆様にお聞きしたいのですが。今からお聞きするのは延滞金、要するに延滞金というのは未納のものについて、市とどうしていくかについて昨年の評価ですね。2年前から延滞金の徴収などについて、どこの自治体もバラバラで統一的な考え方がない。この資料を見ていただくと、まず督促をして、未納なのに督促をしない部署もあったのですが、ちょっとそれは問題ですけど。督促すると、基本的に延滞金を徴収することになるのですが、それもしていないというところがある。基本的にすることになっているが、その辺りがどうなのかなと注目点になっています。今からは保育所関係の保育料の話になります。明日以降は下水道使用料とか開放学級の延滞金とかいろいろありますが、自治体の債権はいわゆる公の債権と民事上債権とありまして、延滞金を取れるものと取れないもの、あるいは滞納処分できるもの、滞納処分というのは税金と一緒に、裁判をすることなく預金通帳を差し押さえて、そこから未納の債権を一方的に役所が徴収するということですが、それができるものが保育料や下水道使用料などがあります。明日やるような開放学級の保護者負担金はできないわけですが。そういう違いがあるということをお話をして、御質問等をさせていただければと思います。今からお聞きするのは延滞金の徴収です。保育料についてですね。明日は延滞金の徴収もやりますし、それから、場合によっては未納債権をいつまで役所が持っていくべきかという話もあります。それについても明日お話しさせていただきます。一応参考資料としてお手元に持っておいただければと思います。裏を見ていただくと、どこの自治体でも税外収入金条例というのがありまして、水戸市でも同じような規定があります。基本的には、未納債権については延滞金と督促手数料を徴収すると決められているのですが、全国調査を常磐大学が行ったところ、保育料については延滞金徴収できるのに実際には43%しか徴収していないです。水戸市さんがどうなっているのかを今から説明していただくのですが、明日以降、下水道とか入ってきますので、これを前提に、まずは各部署の取組を御説明いただいた後に、延滞金あるいは不納欠損、不納欠損というのは債権を放棄してしまうということです。そういったのがどういう状況になっているのか、この2、3年の水戸市の行政評価の課題になっておりますので、それを一応参考までに整理したわけですが、この次説明していただきたいと思います。今日は一つ目ということで、同じ部署の関係もあって、幼児教育課さんから保育所の保護者負担金、保育料ですね。これの滞納整理事務について去年もやりましたけど、今年どういう状況になっているかということをお聞きして、どうするかというのを皆さんで検討していただきたいと思っています。

○**幼児教育課** では、保育所保護者負担金滞納整理事務につきまして御説明いたします。昨年度の総合評価におきましては、滞納理由の把握の強化、財産調査の実施や差押えの実施、児童手当からの特別徴収の検討、クレジットカード、ゆうちょ銀行窓口及びコンビニでの納付の検討を改善目標とする評価を受けまして、改善継続ということになりました。そのため、改善目標といたしまして、滞納理由の把握の強化、財産調査や差押えの実施、

児童手当からの特別徴収の実施、クレジットカード納付の検討を設定いたしまして、電話催告時の丁寧な聞き取りを行いながら滞納の理由を詳細に聞き取り、新しく2か月以上の滞納が生じた保護者につきましては電話での納付相談を行うなど、滞納額が少ないうちに対応を行っております。また、今年の4月からコンビニ・ゆうちょ銀行窓口による納付も導入しております。さらに、児童手当からの特別徴収の導入や収税課と連携を行いまして、保育所利用者負担金の全滞納者を対象とした実態調査を実施するなど、改善を行っております。その中でクレジットカードによる納付につきましては、手数料の問題やシステムの改修に見合った効果について課題が残るということから、今年度は見送っております。先ほどの延滞金につきましては、保育所保護者負担金については水戸市では徴収しておりません。説明は以上でございます。

○___委員長 はい、では質問等ありましたらお願いします。

○___委員 滞納の理由にどのようなものがありますか。

○幼児教育課 一番多いのが生活困窮ということで、収税課と調査をした際も保育料を滞納している方の約70%の方が市税などを滞納している。やはり理由としては生活困窮です。

○___委員 お子さんが入園するときには把握できていないのですか。

○幼児教育課 その時点で滞納は把握できていないです。

○___委員 この御家庭の方は保育料を払っていないということを、例えば保育所の先生は知っているのですか。

○幼児教育課 知っています。うちのほうから保育所とも連携しまして、この方は滞納しているので徴収をかけますので、保育所さんも御協力いただいてということで協定を結びまして、民間の保育所とも連携して徴収はしているので、滞納は承知しております。

○___委員 保育園の先生の催促と言ったらおかしいですけども、あるいは二重で動いているのかどうかみたいな、バランスというのはどのような感じでしょうか。

○幼児教育課 滞納があることをお伝えしなければ大きさも分からないので、この方についてはこういうやり方をしますと電話で連絡、連携を図って、少し力を入れてやるとか、あとは少し待ったら納付があった方もいるので、個々に合わせて徴収をしています。

○___委員 実態としては払わない、払えないよと言いながらもお子さんが卒園してしまうと。そうすると先生も頑張ってくれたけど動き切れず、はい終わりとなってしまいましたか。

○幼児教育課 そうですね、卒園された方については、一番多いのは児童手当からの申出徴収を行っております。申出書をももらった方については卒園した後も児童手当から納付できるので、そちらの申出書をもらうことをできるだけ在園中にやっております。退園した方についてもお金を払ってくださいというのは、まず申出書をもらっておくと児童手当から納付されますと比較的出してもらえるので、そちらに力を入れて滞納整理を行っております。

○___委員 はい、ありがとうございます。

○___委員長 よろしいですか。他に質問はありますか。

○___委員 児童手当からの特別徴収と書いてありますが、これはあくまで同意がなければできないのですか。

○幼児教育課 特別徴収につきましては申出書を通さないで徴収することができるので、

同意がなくてもできるわけです。こちらについては前々からお話があつて、やっと昨年度から実施開始したところですが、申出徴収との違いとしましては、在園中のお子さんの分しかもらえないです。

○___委員　そういうことですね。

○**幼児教育課**　縛りがありますので、取れる規模が少なくなってしまう。水戸市としましてはその観点から申出徴収・特別徴収両方ありましたが、まず申出徴収を重点的にやって特別徴収は後回しになってしまうのですが、昨年度からやるようになりました。

○___委員　申出徴収であれば在園中も取れるし、卒園してからも取れるということですか。

○**幼児教育課**　そうです、あともう一点、申出徴収だとお子さんが何人かいらっしやると、滞納が一人のお子さんだとしても、全てのお子さんの児童手当を取れるのですが、特別徴収については滞納しているお子さんの児童手当しか取れないという縛りがありまして、金額が少なくなります。

○___委員　例えばうちの大学であれば、生活保護を受けている御家庭の学生の授業料はなしになります。完全に費用が免除されるケースはどのようなケースでしょうか。

○**幼児教育課**　そこは賦課額の決定になってくるのですが、生活保護の方や非課税の方については0円です。

○___委員　0円ですね。実態としてはそういう対応を勧めないがために、費用が発生しているが払わないというような御家庭もあるという感じですか。

○**幼児教育課**　課税額について、税額などはこちらで分かってしまうので、生活保護だけ出さないというのは少ないです。生活福祉課と連携しているので、こちらでもこの方は生活保護だというのは分かりますので、そうすると0円になりますとお話すると、決定の証明書も。

○___委員　いえ、実態としては生活保護を受ければいいのに親の面子とか、様々な事情で生活保護を受けないがためにコストがかかっているけど困窮しているみたいですね。あるいは話を聞いていると、随分ルーズな方が多いような感じもします。ですから催促するのは当たり前のことですが、もう一歩何か徴収率を上げるためのアプローチを考えるべきなのかもしれないと思います。

○___委員長　基本的に保育料は法律上、家計に与える影響を鑑みて市のほうで保育料を決定するとなっていますから、要するに生活保護なら0円とか収入に応じて違うわけです。ということは先ほど言われた質問に対して、滞納されている理由としては生活困窮が7割くらいですということでしたが、その生活困窮者の場合は保育料自体が0か、ないし低額になっているわけですね。

○**幼児教育課**　そうです。

○___委員長　ですからそれは理由にはならないような気も、素人考えですけど、その点はどうなのかという質問に関係してくると思いますが。

○**幼児教育課**　保育料を算定するときに、もちろん税の証明などをもらってこの人は非課税だから0円とか、水戸市の場合10段階に分かれています。0円から一番高くて59,500円です。その中で生活困窮というか、保育料が発生する収入をもらっていても他にいろいろ借金があったり、生活があつたりということでの生活困窮、生活保護になる生活困窮で

なく、いろいろなことでお金が必要になっている。

○___委員長 生活困窮とまでは言えないということですね。

○幼児教育課 生活困窮ということで一緒くたにしてしまっているのですが、本来の意味での生活困窮ではないです。

○___委員長 そうすると、生活はできて保育料も払えると認定したからこそ、その保育料を決定したわけですよね。

○幼児教育課 そうです。

○___委員長 ですから、払ってもらわなければ駄目なわけですよね。そこの辺を督促して、言ってみれば滞納処分までできるわけですから。そうしないのは何かあるのですか。酷な言い方ですけど、差押えまではやらないわけですよね。

○幼児教育課 あとは一度額が決まってから、そのあと職を失ったり給料が低くなったり。

○___委員長 その場合は保育料に反映できるわけでしょう。反映しないで、本来払えるのに払わない人もいるのではないかなという意味なのですが。それについては徹底したほうがよいのでは、という意味です。

○幼児教育課 昨年度何件かは電話での御相談をしまして、こちらに呼び出したり電話で相談を受けています。最悪の場合、会社に給与差押えの通知が行きますよ、具体的に、調査については会社にこういった書類が行ってしまいますよというようなお話をさせていただきました。そうすると払いますという方がいました。実際昨年度につきましては差押えを3件程度目指して該当者を決めて呼んでお話ししました。その前の段階のところ会社で通知が行きますと話をすると、では払うという方がいたので、これも今年度についても何個か絞りながらやっております。差押えが行く前に払います、先ほどの申出書を出します、という方が大半です。

○___委員長 そうすると去年から今年にかけて、児童手当からの申出徴収ないし特別徴収を随分されたということですか。

○幼児教育課 そうです、特別徴収は昨年からは開始です。今まで導入しなかったのです。

○___委員長 過年度分を取れるのはどちらでしたか。

○幼児教育課 過年度分を取れるのは申出書です。

○___委員長 では、相手方の同意なしに取れるのは、当該年度分のものだけということですか。

○幼児教育課 はい、そうです。

○___委員長 外部からの意見で恐縮ですけど、特別徴収はもっとできないのですか。徴収できるのが現年度分だけだとしても、それでやらなかったために過年度になって滞納になっているようなことはありませんか。今8件となっていますよね。

○幼児教育課 そうです。昨年の児童手当の支給月が6月・10月・2月とありますが、2月からの開始でして、今年度6月にもやっていますが、6月も同じくらいの件数です。

○___委員長 申出徴収でいくか特別徴収でいくかはどのように決めるのですか。

○幼児教育課 まずは申出書を出してくださいとお願いして、大半の方は出してくれますが、出さない方が特別徴収、滞納して申出書も出していない方については特別徴収を実施するという形です。

○___委員長 そうすると、申出徴収をしますよと投げかけて、払ってくれる人はそれで

いいのですよね。

○**幼児教育課** そうです。

○**___委員長** その中に過年度分とかあるのでしょうけどそれは差し置いて、それで申出徴収に応じない人、滞納しそうな人、これについては特別徴収に切り換えてしまうということですか。

○**幼児教育課** そうです。

○**___委員長** そうすると滞納する人はいなくなるのではないですか。

○**幼児教育課** 児童手当をもらっている方については、それで対応が可能です。

○**___委員長** 児童手当をもらっていて保育料がある程度額が決まっている方で、払わない人は児童手当からの特別徴収に切り替えるという方法は徹底しているのですか。

○**幼児教育課** そうです。

○**___委員長** それが少し曖昧になっていることはないのですね。

○**幼児教育課** はい。

○**___委員長** それなら滞納にはならないですよね。

○**幼児教育課** ただ児童手当の額ですが、お子さま1人当たり。

○**___委員長** 取り切れない場合があるということですか。

○**幼児教育課** そうです。お子さま1人当たり3歳以上だと1万円です。3歳未満だと1万5千円で、保育料が2万5千円くらいの階層が多いので、1か月だけで取りきれない。特別徴収をやったからといって必ずしも滞納でないかということそういうわけではないです。

○**___委員長** そうすると取り切れない人が滞納になってしまう可能性があるかと。

○**幼児教育課** そうです。

○**___委員長** その場合、その人たちは適正な保育料を負担してもらわなければならない層なわけですね。

○**幼児教育課** はい。

○**___委員長** あと問題は、生活困窮なので本来保育料を安くすべきなのを、市が安くしてあげなくて滞納になっているケースはないのですね。

○**幼児教育課** ないです。

○**___委員長** それでは一通りやることはやっているという感じですか。

○**幼児教育課** 保育料が決まった段階ではまだ生活保護になっていなかったが、あとから生活保護になって滞納が残っているような方については当然執行停止とか。

○**___委員長** 重要なことですが財産調査を202件行っている中では、ほとんどは財産調査を始めると払ってくれていると、つまり滞納処分をすべきなのにしていないというケースはないということですか。要するに差押えをすべきなのにしていない、市がそれを断ってやっていないケースはないですか。

○**幼児教育課** 全部一斉に行なうことはできない、順次進めているような状態なので、全部終わったかということ、そうではないです。

○**___委員長** 保育料の滞納は全国的に問題になっていますが、水戸市としては全国の同じ規模の県庁所在地レベルから考えたら、かなり、去年は聞いたらあまりやられていなかったのもう1回、第一歩から始めますという意見でしたが、去年から今年にかけてはやるべきことはやっているという評価でよろしいですか。

- 幼児教育課** 昨年度から収納に関して認定収納係という係を新設して、力を入れているところでございます。
- ___委員長** 延滞の保育料についてですね。
- 幼児教育課** はい。
- ___委員長** 分かりました。あと延滞金は徴収していないということでしたけど、条例上はしなければならないようですが、しない理由はどのようなものがありますか。
- 幼児教育課** システム的なところで延滞金を取れるような状況にはないのです。
- ___委員長** システム的な話ですか。
- 幼児教育課** システムの改修というのも、今後市の収納対策本部会議で対象を含めて流れを考えていきたい。
- ___委員長** それは全庁的に行うのですか。
- 幼児教育課** はい。
- ___委員長** それが導入されれば延滞金徴収になるのですか。
- 幼児教育課** そうです。
- ___委員長** 逆に延滞金徴収をするには忍びないという気持ちはないですか。
- 幼児教育課** しのびないという気持ちはないですが、延滞金徴収することで、延滞金があるから払ってくださいという徴収するための武器になると思います。
- ___委員長** 延滞金は徴収するというスタンスですね。
- 幼児教育課** そうです。
- ___委員長** 分かりました。
- ___委員** 途中質問していた視点で言いますと、僕は前職が高校の教員でしたが、学費を払っていない生徒の家には家庭訪問しなければなりません。未成年にそういう話ではできないなということで、わざわざそのために家庭訪問をしていたのですが、保育園なら毎日親と会っているのではないかという気がします。それなのに、なぜお金が集められないのかと。教育と金の話が分離し過ぎてきたということは、別に水戸市がどうというより日本全体として考えなければと思います。毎日会っているに違いないのですから、先生の仕事を増やすのも酷な話ではありますが、書面一つ言付けて渡しておいてという話でも大分違うでしょうし。そこをもう少し強化して、部署間の関係を強化していくことはできないでしょうか。それだけで大分違うというかしつこさが見え方として違うように思います。
- 幼児教育課** 電話に出ないお母さんでも保育所の先生からだと言ってくるし、そこも昨年度から力を入れて保育所と連携、民間の保育所さんであっても私立公立問わず保育所さんとの連携は有効だとは考えております。
- ___委員** ぜひそうであっていただきたいと思います。徴収する係の人間は責務で関わっていますが、見ず知らずの方とやりとりしている。かたや毎日会っている方がいらっしゃる。反対ですが、高校だったら学校の事務員は取りに行かないですから、担任が行けという話になります。おかしな話だと、そう思ってしまう。
- ___委員長** 保育園の保育士さんは延滞をしてますね、という話は一切しないのですか。
- 幼児教育課** 園長先生がこちらと連携を取りながらやっています。
- ___委員長** やっているのですね。
- 幼児教育課** 前々から細々とはやっていたのですが、力を入れて。非常に有効だと思

ます。

○___**委員長** その他何か御質問はありますか。

○___**委員** 差押えをした実績はないということですか。

○**幼児教育課** 昨年度についてはないです。

○___**委員** 過去にはどうですか。

○**幼児教育課** 過去にはあります。

○___**委員** 市民税課と会合すると、租税債権管理機構というのがありますよね。そことの連携というか、そういう仕組みはできないですか。

○**幼児教育課** 租税債権管理機構さんとはないです。今のところ収税課を通して研修で参加させてもらっている。債権についてというのは今のところはないです。

○___**委員** 少し違う話かもしれないですが、他の市町村でもこういう問題はたくさんあると思うので、連携してという形に持っていくというのも一つあるのでは。結局市民税はサービスを受けてないわけじゃないですけど、保育料については直接なサービスを受けている。対価としての保育料なわけですから、そこはできれば税金として引き取ってほしいというのが私の考えです。

○___**委員長** 滞納処分をせざるを得ないケースというのはないですか。かなり悪質な、毎年海外旅行に行っているような人はいないですか。

○**幼児教育課** 滞納額が多いところから昨年度後半から潰していつている状態です。先月に話した方はそろそろ家を建てようと思っていると話をされたので、家を建ててるのもいいけれども、こちらで調査したらローンが組めないよと話をすると、払ってくれました。

○___**委員長** そういうのは払ってもらえないですね。

○**幼児教育課** そういうケースを上から潰しているところで、その中で出てくるのかなと思っています。

○___**委員** 完納証明は出ないのですか。

○**幼児教育課** 市税ではないので完納証明は出ます。私も金融機関の方とお話しした時に、保育料までは銀行さんでも把握しないのしょうけれど、ただこちらから調査が行けば分かりますので、それで引っかかることはあるかもしれない、というのを保護者の方にお話ししてお支払いいただいている。

○___**委員長** 財産調査で金融機関に対して預金調査もしているのですよね。

○**幼児教育課** 昨年度については収税課の情報を基に行っているのですが、昨年については行っておりません。

○___**委員長** そこに書いてあるよう預金調査は行ってないのですね。

○**幼児教育課** そうです。

○___**委員** クレジットカードを諦めたと書いてありますが、滞納している方からクレジットカードだったら納められるのという話は出たことがありますか。

○**幼児教育課** ないです。コンビニであればという話は何回も聞いたことはあります。

○___**委員** 今クレジットカードで納められるようになっていきますよね。だからそれほど大変なことなのかなと単純に思ったのですが、難しいということですか。

○**幼児教育課** そうですね。収税課で実施しているクレジット支払いについて把握したのですが、1万円で100円プラス税手数料、2万円で200円プラス税手数料と、手数料が高

い。今、収税課でのクレジット収入に関しては保護者負担で行っているところですが、それが高いということで多分あまり利用している方は少ない。0.32パーセントくらい。12,3人くらいになってしまいます。さらにシステム改修が500万円を超えていたので、費用対効果の点で難しい。

○___**委員長** 何か他に質問はありますか。

○___**委員** 質問ではないですが、いろいろ改善に向けて努力していただいているようなので、今3年目評価となっていますが、1年目評価も2年目評価も改善目標から考えると、目標は達成されていると思います。

○___**委員長** 皆さんいろいろ御意見・御質問いただいたので、やるべきことはやっているという認識もあります。延滞金の話は他の所も関係あるので置いておくとして、保育料の滞納整理事務については一応今年度で終了ということによろしいですか。ではそういうことで、お疲れ様でした。

○___**委員長** お疲れ様でした。以上で今日は五つの部署にお聞きしまして、滞りなく今日の日程は終わりました。それでは本日の議事は終了ですが、今後のスケジュールについて執行機関からお願いします。

○**執行機関** それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。次回は明日8月18日木曜日午後1時30分から、同じく本庁舎前プレハブ会議室で開催いたします。また、9月2日金曜日の日程と併せまして資料⑪及び⑫のスケジュール案のとおり振り分けしております。今後のスケジュールにつきましては以上でございます。

○___**委員長** 今、執行機関から説明のありましたスケジュールについて、何か御質問等ございますか。大変忙しくて恐縮ですがよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは本日の第2回委員会を終了いたします。お疲れ様でした。